

- 日時：2020（令和2）年7月28日（木）午後1時30～午後3時35分
- 場所：市役所本庁舎北館4階 4-1会議室
- 出席者
 - (1) 委員：6名（阿久澤委員、石元委員（部会長）、伊藤委員、蛭子委員、武本委員、友永委員）
 - (2) 事務局：8名（総合政策局長、協働部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課4名）
 - (3) 関係課：7課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、こどもの人権擁護担当、こども相談支援課、体罰調査特命担当、いじめ防止生徒指導担当）
- 傍聴者：3名

議事(1) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題等(子ども、女性、性的マイノリティ(少数者)、部落差別(同和問題)及びインターネットを悪用した人権侵害)について

部会長： まず、本日の議事の1、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題等(子ども、女性、性的マイノリティ(少数者)、部落差別(同和問題)及びインターネットを悪用した人権侵害)について」に入る前に、事務局から改めて計画の構成等について説明をお願いします。

事務局： ——資料3に基づき説明——

部会長： 計画の構成、分量についてはなるべく多くの市民が手に取り、見てもらえるように簡潔にまとめるという説明であったが、よろしいか。

それでは、本日のメインとなる各課題についてこれから検討いただくが、本日の終了予定時刻が15時30分であり、5つの課題についての検討を行っていくこととなるため、議事の進行に協力をお願いします。

それでは、「子ども」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料4に基づき説明——

部会長： 事務局から説明のあった資料4について、なにか質問等あるか。

委員： (【世界、国の動き】7行目に)平成28年(2016)年の「児童福祉法」の改正に触れているが、今年(2020年)4月から施行している改正児童福祉法は親権者などによる体罰の禁止の内容を盛り込んでいるため、ここでも触れてはどうか。

また、『市のこれまでの取組と課題』●児童虐待中で)子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添った支援を行っている」と記載されているが、子どもに対する支援、子どもに直接届く支援、例えば児童虐待についていえば虐待を受けた子どもがどこに相談できるのか

などについてより強調して記載すれば分かりやすいかと思う。

委員：（『市のこれまでの取組と課題』●児童虐待中で）子育て家庭への支援は記載されているが、子ども目線、危機感が足りないと感じた。虐待によって子どもが亡くなるというケースも起きており、家庭・親への支援もちろん必要であるが、子どもの命・人権への危機感があまり感じられないので、もう少し記載が必要かと思う。

委員：（『市のこれまでの取組と課題』●社会的支援を必要とするこども中で）貧困家庭の子どもや障害のある子どもについてのみ触れているが、外国にルーツを持つ子どもなど、社会的支援を必要とするこどもはそれだけではないため、もう少し例示すべきかと思う。

また、他の委員の意見と重なる部分があるが、（『市のこれまでの取組と課題』●学校教育・家庭教育中に）子どもが年齢発達段階に応じて教育を受け、市民としての責務を身に付けるという内容も記載したほうが良いかと思う。（原案では）客体としての子どもについての記載が目立っているため、子どもを権利の主体として強調し、責務についても教育する、という内容を盛り込んだほうが良いかと思う。

また、いわゆるインスティテューショナルケアを受けている子どもについてはどこにも触れられていないため、どこかに盛り込むべきかと思う。

事務局： インスティテューショナルケアとはなにか。

委員： 施設や児童養護施設など、家庭以外で保護を受けているということである。

委員： インスティテューショナルケアだと施設での保護に限定されるため、里親に育てられている子どもなど、社会的保護を受けている子どもにも目を向ける必要がある。

部会長： 他に意見あるか。

委員： 地域の視点が抜けているかと思う。いじめや虐待、不登校という問題に対して地域の力を借りるということも重要であるため、地域の目線も大切にした言葉も盛り込んでもらえればと思う。

委員：（第2章の素案）全体に共通していえることであるが、【世界、国の動き】には【】が使われており、『市のこれまでの取組と課題』、『今後の方向性』には『』が使われているが、使い分けになにか意味があるのか。全て【】で統一したほうが良いかと思うが。

また、『今後の方向性』の2行目「すべての子どもの健やかに育つ」は「すべての子どもが健やかに育つ」ではないのか。

また、『今後の方向性』の5行目に子どもに寄り添った支援を行う子どもの人権に関する第三者機関を設置する、と記載しているが、この第三者機関はどのようなものか教えていただきたい。

こどもの人権擁護担当： 今年度、こどもの人権擁護担当という組織が設置され、詳細について検討しているところであるが、川西市や宝塚市のよう

に、学校や行政から一定の独立性を有し、子どもの権利に関する知識を有する専門員を配置し、子どもに寄り添って相談・支援を行う組織を設置したいと考えている。

事務局：先ほどの友永委員から指摘のあった見出しの表記について、市に関連する項目については『』を使用していたが、わかりづらいため、どちらかに統一する。

部会長：友永委員、どちらが良いと思うか。

委員：どちらでも良いが、【】のほうが良いかと思う。

事務局：全て【】で統一する。

部会長：（『市のこれまでの取組と課題』●児童虐待）について児童虐待に対する社会的関心は高まっているが、虐待を受けた子どものケアの問題にはあまり関心がないように思う。事件になり、親への非難が集まるが、それで終わってしまっているため、子どものケアの視点をもう少し盛り込むべきかと思う。

また、（『市のこれまでの取組と課題』●学校教育・家庭教育について、子ども自身の権利意識を高める教育に関する記載も必要ではないかと感じた。

また、冒頭に（事務局から計画の分量は）コンパクトに、との説明があったが、これまで委員から様々な指摘があったことから、まずは分量にこだわらず、（必要な事項を）書き込んでいくことが必要であると思う。

これまで各委員から様々な意見が出たが、関係課において確認等しておく事項はあるか。

社会教育課：（蛭子委員から意見のあった）地域で子どもを育てるという点について、今年度から尼崎市ではモデル的にコミュニティスクールを5校立ち上げている。その他にも地域学校協働活動として地域と学校が連携し子どもを支えるため、学校ボランティアなど、地域の子どもの触れあう機会を作る取組を実施している。

委員：子どもがそれを知っている状態や、見守られていると感じる状態、孤独を感じない状態が、地域で子どもを育てるとのことだと思うため、今後の方向性になると思うが、そのことを記載してもらいたい。

また、阿久澤委員から意見のあった外国にルーツを持つ子どもや代替擁護・代替養育を受けている子どもについてどう盛り込むのか、「●社会的支援を必要とするこども」と広い見出しの割に記載されていることが狭いため、見出しを変えるのか、内容を変えるのかは検討されたい。

部会長：他に意見等ないか。

それでは、続いて「女性」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局：——資料5——に基づき説明

部会長：事務局から説明のあった資料5について、なにか質問等あるか。

- 委員 : 『市のこれまでの取組と課題』について、市の取組について（原案では）4行分しか記載がないが、私も（尼崎市の）男女共同参画審議会に参加しており、尼崎市では様々な取組を行っているため、もう少し取組について記載して欲しい。原案だと尼崎市が取り組んできたことが見えてこない。
- 事務局 : 当課（ダイバーシティ推進課）では、武本委員にも参加いただいている男女共同参画審議会も所管しており、武本委員の指摘どおり、（素案に）書ききれないほどの取組を行っている状況であるが、例えばデートDV出前講座を拡充したり、男女混合名簿の徹底を図ったことや、付属機関の女性委員の割合が兵庫県内トップであることなど、代表的な事項を盛り込むようにする。
- 委員 : 学校教育の人権教育の一環として（ジェンダーフリーや男女平等に関わる内容を）学ぶ機会を増やすということはこれまで政治的文脈の中で避けられているが、どんな言葉を使うにせよ、学ぶ機会を増やすという記載は必要かと思う。
- また、ジェンダーの問題にはインターセクショナリティという問題があり、複合差別という言葉が分かりやすいと思うが、例えば「ジェンダー＋障害」「ジェンダー＋部落」の問題が「1＋1」（＝2）にならないことや（もっと大きな差別を生む）、ジェンダーはあらゆること（差別）に関わってくるということをそろそろ意識しなければならないと思う。
- 委員 : 尼崎市には女性センターはあるのか。
- 事務局 : ある。
- 委員 : そのことについて記載が必要かと思う。女性センターは女性が集まって様々なことを議論する重要な場であるため、設置しているのであればそのことに触れ、有効活用していく、という記載も必要かと思う。
- 事務局 : 承知した。
- 委員 : （武本委員の指摘の）市の取組が4行分しかない、ということは同意見であり、配偶者暴力相談支援センターや女性センターを設置しているのであれば、そこでの相談件数や実績を記載してはどうか。（原案では）市民意識調査の結果2つを表として載せており、市民の意識も重要であるが、意識と結果（実績）を1つずつ並べたほうが、情報としても、流れとしても良いかと思う。
- 事務局 : （ご指摘の点は）DVに関する記載に盛り込むようにし、2頁目の表を削って、実績の表を載せるようにする。
- 委員 : 職場でセクハラやマタハラを受けた際の相談窓口は尼崎市ではどこになるのか。それについての記載も必要ではないか。
- 事務局 : 尼崎市の職員向けの相談は武本委員に担ってもらっており、広く市民向けということであれば女性センターがその役割を担っているため、（追記する予定の）女性センターのところに盛り込む。
- 部会長 : 『市のこれまでの取組と課題』5行目から、市民意識調査の結果を示し、

「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に不同意の割合が高くなって
いるものの、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行は
依然として根強く残っている、という構成にしているが、7行目の「高くな
っているものの、」の次に、例えば「介護は女性がして当然だという意識
があるように」などの例を示したほうが分かりやすいと思う。

また、その下に（性別役割分担に関する意識の）調査結果の表を示して
いるが、本文では前回の調査結果の数字も示しており、見た人が分かりづ
らいかと思うので、このままで良いか、表自体を無くすかは検討されたい。

事務局 : 表を残す場合は、本文に説明を加え、表自体を無くすことも検討する。

部会長 : また、2頁目の用語解説の「セクシュアル・ハラスメント」について、
意味が分かりづらいため、もう少し分かりやすい記載にしたほうが良いか
と思う。

委員 : 「セクシュアル・ハラスメント」は相手に「不利益」を与えるというよ
り、「不快感」を与えるものかと思う。

委員 : マタニティ・ハラスメントについて、保健所との繋がりはあるのか。乳
幼児の定期検診を保健所で受ける際などの質問項目として、家庭環境につ
いての項目を設けることで、DVやハラスメントの早期発見・解決に繋げる
ことができるのではないかと思う。

事務局 : DVについては保健所との連携も行っている。また、マタニティ・ハラス
メントが起きる現場は職場であり、企業向けの研修やハラスメント被害の
相談機能は女性センターも果たしている。

委員 : 様々なハラスメント被害を受けた場合の相談窓口は多いほうが良いため、
そのことについて考える必要がある。

委員 : 相談窓口の入口は多くあったほうが良い。例えば今般の新型コロナウイ
ルス感染症が拡大した時期に、国家人権委員会が世界中でどのようにDV被
害の相談を受けているかを調べたところ、家で閉じこもっている人が家か
ら電話することはできないし、それ自体が危険であるため、例えばニュ
ージーランドの国家人権委員会がネットワークを組んでいる団体では、日
本でいう楽天のようなオンラインショッピングのサイトに小さなマークが
あり、それをクリックすると相談窓口につながったり、そのサイトの閲覧履
歴がわからなくなるような配慮をしている。

部会長 : 他に意見等あるか。

それでは、続いて「性的マイノリティ（少数者）」に係る素案について
事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料6に基づき説明——

部会長 : 事務局から説明のあった資料6について、なにか質問等あるか。

委員 : （計画第2章が）人権問題ごとに構成されているため、どのように記載
するのは難しいところであるが、性的マイノリティは子どもの頃から性
に関して違和感を覚えながら生活しているため、お手洗いや制服の問題な

どについての幼稚園や学校へのアプローチ、子どもの性的マイノリティをどう支援していくのかについても、この素案で記載するか、子どもの素案で記載するかして欲しい。

委員： 伊藤委員の意見であったような、教員への研修については、どこに記載する予定なのか。

事務局： 子どもや教員、地域への教育・啓発については、第1章のあらゆる人権問題に対する人権施策として盛り込んでいきたいと考えている。

委員： その際には、職員や教員といった「責務の保持者」に対するものについては、市民に向けたような「啓発」という言葉ではなく「研修」という言葉を使うように。

事務局： 承知した。

委員： パートナーシップ宣誓制度についての記載があるが、法律でも条例でもないこの制度にどのようなメリットがあるのか。市営住宅の入居に使える、といったような例示をしたほうが分かりやすいと思う。

また、「性的マイノリティの方々」という記載があるが、「の方々」は不要ではないか。性的マイノリティは「性的少数者」という意味であるため、方々とつけるのは配慮しすぎに感じる。

また、『今後の方向性』の最終行に「機会を捉えて職員研修を実施します。」とあるが、「機会を捉えて」という記載は不要ではないか。研修を実施する、と言い切ったほうが良い気がする。

事務局： 友永委員から指摘のあった、「性的マイノリティの方々」の「の方々」及び「機会を捉えて」は削除する。

また、パートナーシップ宣誓制度によって得られる効果について、例えば、市営住宅の入居に際し、これまで同性同士の場合は家族向けの住宅の入居資格がなかったがこの制度により入居申請の添付書類として利用できたり、携帯電話の家族割引に関する証明書類として利用できたり、飛行機のマイルがシェアできたりするため、用語説明に追記しようと思う。

部長： 説明のあったような実態上・サービス上の効果もあるが、このような制度を作ること自体が性的マイノリティの人権を尊重するものであり、当事者からみれば自身の存在を公的に認めてもらえるというこの制度は重要である。

委員： (パートナーシップ宣誓制度は) 条例か、要綱か。

事務局： 要綱である。

部会長： 伊藤委員の指摘にもあったが、自身の性的指向や性自認が周りとは異なるということを知るのは個人によって異なるが、大半は小学生からであるが、周りから孤立したり、教師にも理解がなく、相談できないことが多い。

私は大学で多くの性的マイノリティの学生と出会ったが、学生の話

聞いていると、中学校の時などに教師がいわゆる「ホモネタ」（男性同性愛者を笑いの対象にする話題）で生徒たちから笑いを取ったりして、教師が性的マイノリティに理解がなく辛かったという経験を多く聞いた。やはり教員への研修や子どもへの性に関する教育は重要であると感じる。

また、親の関わりも重要である。（性的マイノリティであることを）カミングアウトをするのは親に対してが一番遅い。親の理解がなく、辛い思いをする子どもも多いため、親への啓発について、今後の方向性に盛り込んでほしい。

また、本日審議してきた中で市民意識調査の結果を示している箇所がいくつかあり、2016年に実施したものについて、「以下、「意識調査」という。」という記載にしているが、2018年に実施したものの結果の方が多く出てくるため、こちらのほうを意識調査と略したほうが字数の省略になるのではないか。

事務局： それぞれの人権問題で同じ表現となっているため、最初に出てきたものを「意識調査」といい、以降は表現を統一する。

部会長： （1頁目の下部分に）「SOGI（ソジ・ソギ）」という記載があるが、ソジ・ソギという読み方をするという誤解を招く可能性があるため、「SOGI（ソジまたはソギ）」という記載にしてはどうか。その下にもう1か所出てくる「SOGI（ソジ・ソギ）」については（ソジ・ソギ）は省略して良いかと思う。

事務局： ご指摘のとおり、修正する。

また、先ほど学校での取組についての話が出たが、本日は関係課も出席しているため、実際の取組についても聞いていただければと思う。

学び支援課： 教職員向けの性的マイノリティに関する研修については、昨年度も実施しており、今年度も実施する予定である。

学校教育課： 各学校においても、心の教育推進事業を実施しており、そのなかで性的マイノリティについて、講師を呼び、教職員・保護者向けの講演を実施しているところもある。

部会長： 他に意見等あるか。

それでは、続いて「部落差別（同和問題）」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料7に基づき説明——

部会長： 事務局から説明のあった資料7について、なにか質問等あるか。

なお、この素案については、友永委員から事前に事務局を通じて修正点をまとめた資料を提出してもらっており、机上に配布しているため、まずは友永委員から説明をお願いします。

委員： ——資料に基づき説明——

事務局： ご指摘のとおり修正する。

委員： 意識調査の結果の表について、「差別があるか」という設問に対しては、結婚（に関して差別がある、という回答）が一番多いが、実際に、「自分の子どもが部落出身者と結婚することに反対しないか」という設問に対しては、「反対する」という回答の割合は、それよりも低くなる。

一方で、土地や引っ越し、住宅については、「差別があるか」という設問に対しては（あると回答する）割合が低いが、実際に部落にある物件に住みますか、という設問に対して、（住むことを）避けると回答する割合が高くなるというようなねじれが生じており、（素案に載せる）表がこのままで良いか悩ましい。（素案の本文中に）部落の地名の書込みに関する記事を記載するのであれば、土地についての表も載せないとバランスが悪く感じる。

また、インターネットにおける部落地名に関する書込みについては、法律ではないが、法務省（人権擁護局調査救済課長）が依命通知を出しており、一定の啓発効果も期待できるものであるため、（本文中に）記載すべきではないか。

また、プロバイダ責任制限法についても記載してはどうか。

委員： 部落差別について、学校教育の中で子どもたちにどのように教育していくのか、家庭・地域にどのようにアプローチしていくのか、この素案又は子どもに係る素案に記載するののかについては検討してもらえれば良いが、記載されたい。

委員： 部落差別解消推進法について記載するのであれば、同法に基づき、国と協力し、自治体として実態調査を行う旨も今後の方向性に記載してはどうか。

事務局： 実態調査について、昨年度国が全国に調査をまき、本市としても実態調査を行い、国に報告を上げたため、これまでの取組として記載する。

また、先ほど阿久澤委員から指摘のあった表の使い方について、1頁目に載せている、部落差別の有無の認識に係る表を、住宅選択における忌避意識に係る表と入れ替えて載せようと思う。

部会長： 1頁目の下から7行目「結婚に際して～」という記載について、調査票を見た人であれば意味が分かるであろうが、見ていない人からは分かりづらい表現となっているため、工夫するように。

また、関連することであるが、2頁目の結婚差別の有無に係る表についても、どのような設問であるのかが分かるような工夫が必要ではないか。

事務局： 本文中での表に係る記載は消したほうがわかりやすいかもしれないと感じる。この設問の設定に当たっては、当審議会の前身の懇話会において阿久澤委員にご協力いただいたものであり、回答者が回答するに当たり、様々な先入観を持たないように設定しているものであり、どのように記載するか悩ましいが検討する。

部会長： 友永委員に伺うが、部落差別（同和問題）という表現は国が使っているのか。

委員： そうである。

部会長： 『今後の方向性』の2行目には「部落差別（同和問題）」と記載されているが、1行目では「部落差別」と記載されているため、「部落差別（同和問題）」と表現を揃えたほうが良いであろう。

他に意見等あるか。

それでは、続いて「インターネットを悪用した人権侵害」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料8に基づき説明——

部会長： 事務局から説明のあった資料8について、なにか質問等あるか。

委員： 「インターネット」、「スマートフォン」という言葉が出てくるが、「SNS」という言葉も出して欲しい。子どもの分野においてもSNSを通じたトラブルやいじめが問題となっており、自死するケースも見られるため、子どもに正しいSNSの使い方をどのように教えるのかについて、記載して欲しい。

委員： これまでの素案では3つの見出し（【国の動き】、【市のこれまでの取組と課題】、【今後の方向性】）が付けられており、この素案では文量の関係であろうが、見出しが付けられておらず、文章がだらだらと続いているという印象を受けるため、少なくとも今後の方向性については見出しが必要ではないか。

また、（11行目に）「職員がインターネットによる差別事件を引き起こした」とあるが、私の記憶ではこの事件は部落差別に係る差別事件であったと思うため、具体的に記載したほうが良いかと思う。

また、現状ではこの問題への対応に限界があるため、国への法整備を求めていくという記載も必要ではないか。

事務局： 伊藤委員から指摘のあった、SNSに関する記載はどこかに盛り込むように記載する。

友永委員から指摘のあった点については、反映させるように修正する。

委員： インターネットにどのような問題・特性があるのかについて、もう少し記載したほうが良いのではないかと。ユネスコが公表している報告書などで的確に数行で表現されており、参考にしようか。例えば、匿名性や再現性が高いことが挙げられている。また、全国部落調査のデータは、インタラクティブなSNSの性質を悪用して、Wikiを利用してアップされたので、そこには誰もが自由な書き込みができる環境ができ、不要な情報（部落の所在地を正確に特定するための情報など）が書き込まれた。また、SNSは同じようなオンライン上の行動パターンを持った人どうしをつなげるという性質があるので、学生などが、部落差別を助長す

るようなサイトを繰り返し閲覧すれば、同じような志向性を持つ人とはばかり、つながってしまうという問題がある。

また、インターネット情報に規制をかけるのは、当該情報が誤った情報であるかを見極めることに時間がかかり、その間に情報が広く拡散されたりするため、誤った情報だけを切り捨てるということは難しい。

委員：（友永委員から指摘のあった）見出しについては、これまでの他の素案と揃えられると思う。

部会長：それ（見出しを他の素案と同じように揃えるの）であれば、用語解説も加えてはどうか。

事務局：見出し、用語解説はご指摘のとおり修正する。

また、阿久澤委員から指摘のあったインターネットの特性については、内容を相談させてもらうかもしれないが、記載するようにする。

委員：このような問題においては、特定の間が名前やアドレス、ドメインを変えたりして書き込んだりしているのではないかと思うが、いわゆる再犯率のような数字的な調査はしているのか。

委員：ボット（一定のタスクや処理を自動化するためのアプリケーションやプログラム（事務局加筆））を使っているのか、という話か。

委員：そうである。

委員：ボットについては、ツイッターの研究があり、ヘイトスピーチをボットを用いてどれぐらい流しているのか、ということはある。

委員：人物を特定できた場合、法的な措置はできないのか。

委員：人物を特定するためには、2回か3回の裁判手続を経なければならないという問題があり、時間も費用も要するため、政府は簡易な手続とするように検討している。

委員：Torを使い、世界中のサーバーを経由して、書き手を匿名化することが行われるので、情報の書き手を特定するのは、非常に困難であろう。

委員：今後は小学校から中学校までの子どもにタブレットが貸与されることとなるため、インターネットやSNSの使い方については子どもに十分教育する必要があるため、どこかに記載して欲しい。

委員：蛭子委員が意見していたような、人物の特定については、なりすましや海外のプロバイダーを使用する例もあり、やはり困難である。この問題について、人物を特定できるように厳格に環境整備することとなれば、監視社会という問題が出てくることとなり、警察であればある程度追跡することは可能であろうが、民間が追跡することは非常に困難であり、最近では個人を特定するというよりは、削除要請をするということが多い。

また、下から2行目の「また、」の次に「表現の自由については配慮しつつも」という記載を追加して欲しい。阿久澤委員も意見していたが、悪質か否かを認定することはとても難しく、誰が認定するかによって悪

質か否かの別も変わってくることもあり、紙一重である一方で、表現の自由は尊重されるべきものであるため、記載すべきであると思う。

部会長：他に意見等ないか。

これまで出た様々な意見等を踏まえ、次回の部会までに事務局で修正案を作成してください。

学び支援課：1点よろしいか。

先ほど、蛭子委員から意見のあった、子ども1人ずつにタブレットを貸与するとネットいじめのリスクが増えるという件については、個別のタブレットにデータやログが残るのではなく、クラウド上にそれらが残るため、書込みなどがなされた場合は教員が発見しやすく、子どもからすればスマホに比べてばれやすいと思うだろうことから、そのようなリスクが大きく増えることはないだろうと考えられる。

委員：タブレット貸与は便利な面もあるが、インターネット上での様々な問題も起こりやすいため、適切に運用してもらいたい。

議事(2) その他

部会長：最後に、「その他」について事務局から説明願います。

事務局：次回のスケジュールについて、8月13日の14時～16時に全体会の2回目を開催し、ここでは序章の人権についての基本的な考え方、第1章の人権施策の展開方向について審議いただく予定である。会場は本日と同じ会場である。

また、9月15日の15時～17時に第1部会の2回目を開催することを予定しており、場所はこちらとは別の場所で今調整中であり、決まり次第案内する。また、正式な開催通知文については改めて送付する。

部会長：それでは、これをもって、令和2年度第1回人権文化いきづくまちづくり審議会の第1部会を閉会する。

以上